

卒FIT買取サービス 重要事項説明書

1. 目的

本書はMCリテールエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）がお客さまから「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「FIT法」といいます。）に基づく買取期間が終了した太陽光発電による余剰電力を買い取るサービス（商品名「卒FIT買取サービス」。以下「本サービス」といいます。）を提供するときの契約（以下「買取契約」といいます。）の条件に関する重要な事項を記載し、説明するものです。なお、本書に記載のない事項については、当社が別に定める（約款「卒FIT買取サービス約款」以下「本サービス約款」といいます。）及びお客さまの太陽光発電設備と電力システムを連系する一般送配電事業者の定める託送供給等約款によります。

2. お申込み方法

当社にインターネットの加入申込申請、または書面による加入申込書に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。また、本サービス約款の定めにより、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。本サービスのご契約には当社との電気需給契約を締結していることおよびFIT法に基づく設備認定を受けた時点から、発電方式や発電設備容量等に変更がないことなどの条件があります。詳細は本サービス約款第6条をご参照ください。

3. 買取開始の予定年月日

当社は、お客さまからの買取契約のお申込を承諾した時には、お客さまと協議のうえ、以下に定める日を受給開始日とし、受給開始日から、本サービス約款に基づく電力買取を開始します。

- (1) FIT法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める調達期間の満了月（以下「FIT満了月」といいます。）を迎える方は、FIT満了月以降の検針日とします。
- (2) 他の買取事業者からの切り替えにより電力受給を開始する場合は、当該他の買取事業者が受給開始日を指定した場合等を除き、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。
- (3) 引越し（転入）等の理由で、新たに電力受給を開始する場合は、従前使用していた小売電気事業者等の都合による場合等を除き、お客さまの希望する日とします。

天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむを得ない事情により電力開始日が開始できないことが明らかとなった場合、改めてお客さまとの協議のうえ受給開始日を決定いたします。FIT満了月からの買取を希望される場合は、FIT満了月の2ヶ月前末日まで（例：11月満了の場合は9月末まで）にお申込みください。

4. 他の買取事業者（現在の電力会社等）からの当社への切替え

当社と新たに本サービスをご契約いただく場合、お申込み前にご利用されていた他の買取事業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された電力受給契約が解除されます。旧事業者との電力受給契約の内容に、違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続後または買取開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる買取事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。

5. 卒FIT買取サービス約款

本サービス約款は、当社ホームページ（<https://www.machi-ene.jp/>）で閲覧・ダウンロード可能です。

託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社

が必要と判断した場合には、当社は、本サービス約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定め、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適当と考える方法により周知することとします。

6. 対象エリア

対象エリアは、以下表といたします。ただし、各一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

| エリア | 対象となる地域 |
|---------|---|
| 東北電力エリア | 東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県 |
| 東京電力エリア | 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東) |
| 中部電力エリア | 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県(一部を除きます)、三重県(一部を除きます)、静岡県(富士川以西)および長野県 |
| 関西電力エリア | 関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部 |
| 四国電力エリア | 四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県(一部を除きます)および愛媛県(一部を除きます) |

7. 買取単価

買取単価(消費税等相当額および環境価値等を含みます。)は、以下のとおりとします。

| エリア | 対象となる地域 | 単価(税込) |
|---------|--|----------|
| 東北電力エリア | 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県 | 9.5円/kWh |
| 東京電力エリア | 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東) | 9.0円/kWh |
| 中部電力エリア | 愛知県、岐阜県(一部地域を除く)、三重県(一部地域を除く)、静岡県(富士川以西)および長野県 | 7.5円/kWh |
| 関西電力エリア | 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部地域を除く)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部 | 8.5円/kWh |
| 四国電力エリア | 徳島県、高知県、香川県(一部地域を除く)および愛媛県(一部地域を除く)。 | 7.5円/kWh |

この買取単価は、改定の可能性があります。その効力発生時期を定め、に、当社のホームページに掲載する方法その他の当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせいたします。

8. 買取電力量の計量方法ならびに買取料金の算定方法

買取電力量は、一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計量された値とし、30分単位で計量します。本サービス約款、第14条(料金の算定期間)の買取電力量は、30分毎の買取電力量を、料金の算定期間(ただし、買取契約が終了する場合で、特別な事情があるときは、直前の計量日から終了日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

買取料金は、買取料金の算定期間を「1月」として、当月の買取電力量に、以下の買取単価を乗じて得た金額といたします。

9. 買取料金の精算方法

当月の買取料金は、電気需給契約に基づく当月の電気料金のご請求額より控除する方法で精算いたします。ただし、当月の買取料金の方が当月の電気料金のご請求額より大きい場

合、買取料金とご請求額の差額については、差額1円あたり1ポインタポイントを加算いたします。詳細は、本サービス約款第 17条をご参照ください。

10. 契約期間

電力の買取を開始した日から起算して 1 年間とします。ただし、当社との電気需給契約が終了する場合には、電気需給契約終了月の計量日をもって買取契約も終了するものといたします。また、契約期間中にお客さまの申し出により買取契約を解約する場合は、解約希望日の15日前までに当社にその旨を通知していただく必要があります。ただし、場合により、お客さまの指定した解約希望日までに解約手続が終了しないことがあります。その場合、当社は、すみやかに、お客さまに解約予定日をお知らせいたします。

また、買取契約は電気需給契約を締結いただいているお客さまを対象としているため、電気需給契約の解約の申し出をいただいた場合、お客さまからの買取契約の解約の申し出の有無、また、お客さまが指定した買取契約の解約希望日にかかわらず、電気需給契約の解約手続に先立って買取契約の解約手続を完了することとします。この場合、当社は、すみやかにお客さまに買取契約の解約予定日をお知らせいたします。

11. 契約の更新

- (1)契約期間満了日に先だってお客さま、または当社どちらからも解約の申し出がないときは、同条件にて自動的に 1 年間、買取契約が更新されます。ただし、太陽光発電設備の撤去に伴い契約更新を希望されない場合には、電話または当社ホームページ上で契約期間満了日の 15 日前までに申し出るものとします。
- (2)お客さまが、当社から他の買取事業者に変更される場合は、お客さまの方で新たな買取事業者に対して契約のお申込みをしていただきます。

12. 工事費負担金等相当額の負担

- (1)買取電力量の計量に必要な計器、その付属装置は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2)電力買取の開始または買取契約の変更等に伴い、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額をお客さまから申し受けます。
- (3)当社は、工事費等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき当社と一般送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、お客さまとすみやかに工事費等相当額当該費用を精算するものといたします。
- (4)電力買取の開始または買取契約の変更から1年に満たないで、新たに施設した一般送配電事業者の供給設備を撤去される場合、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

13. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが本サービス約款に違反し、または買取契約に基づく債務を履行されなかった場合は、当社は買取契約を解除する場合があります。その場合、当社は解除する日の 15 日前までにお客さまに対して当社所定の方法で通知をした上で、契約を解除いたします。詳細は、本サービス約款第 28 条第 1 項をご参照ください。

なお、どの小売電気事業者とも電力の買取契約が締結されておらず、買い手が不在である場合には、余剰電力は一般送配電事業者によって無償で引き受けられることとされております。当社の申し出により契約を解除した場合であっても、お客さまご自身で新たに買取事業者を探していただき、契約のお申込みをしていただく必要がございます。

14. 電力買取に関してお客さまにご協力いただく事項等

電力受給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。

- (1) 土地および建物への立ち入りに関する協力
計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (2) 用地等の確保に関する協力
一般送配電事業者による供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。
- (3) 保安等に対するお客さまの協力
引込線、計量器等のお客さまご利用場所内にある一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合には、一般送配電事業者へご連絡いただきます。
- (4) 発電情報等の提供に関する協力
お客さまには、当社が電力買取を行うにあたり必要に応じて、当該発電設備および併設設備の発電記録、点検記録、運転に関する記録、その他当社が必要とする情報等を無償で提供していただきます。また、当社は、必要に応じて、お客さまから発電設備等の発電計画を提出していただきます。
- (5) その他の協力
その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

15. 契約・名義の変更

お客さまが買取契約の変更を希望される場合には、本サービス約款第7条（買取契約の申込み）に定める新たに買取契約を希望される場合の手続きに準ずるものといたします。相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気を買取していたお客さまの当社に対する、すべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の買取を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合、新たなお客さまは、インターネットまたは当社が指定する書面により申し出るものとします。

16. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、本サービス約款第 33 条第 1 項に定める事項および同上第 2 項に定める行為を行わないことについての表明および保証をしていただけない場合、当社はお客さまからの申込みをお断りします。また、当社は、お客さまが反社会的勢力に該当すると判明した場合、または反社会的勢力に該当する疑いがあると当社が認めた場合は、本サービス約款第 28 条第 1 項に従い、お客さまの有する期限の利益を喪失させ、かつ買取契約を解除することができます。

17. 重要事項説明書または卒FIT買取サービス約款の変更

当社が本重要事項説明書または本サービス約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他買取条件は、変更後の重要事項説明書または本サービス約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の買取条件を記載した書面を交付いたします。

18. 契約変更時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定め、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、買取単価その他の買取条件は、変更後の本サービス約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、

変更後の買取条件を記載した書面を交付します。

19. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの氏名、住所、連絡先、供給地点情報などの個人情報を、電気の供給および関連サービスの提供に必要な範囲で取得・利用いたします。取得した情報は、法令に基づき、送配電事業者、電力広域的運営推進機関、提携事業者等と共同利用する場合があります。また、個人情報の安全管理のため、技術的・組織的な措置を講じております。個人情報の利用目的、第三者提供の範囲、安全管理措置等の詳細については、当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

プライバシーポリシー：<https://www.retailenergy.co.jp/pdf/public/privacy/policy.pdf>

20. お問い合わせ先

- 小売電気事業者：MCリテールエナジー株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
登録番号：A0140
代表取締役社長：荒木 敬幸
 - 媒介業者：三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り
 - お問い合わせ先：MCリテールエナジーカスタマーセンター 電話：0570-200-767
受付時間：月～土 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）
-

クーリング・オフについて内容をよくお読みください。

クーリング・オフ

次のことは、電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売もしくは電話勧誘販売にあたり、お客さまにクーリング・オフの権利が付与される場合」のみ適用となります。

- (1) お客さまが、特定商取引法で定める訪問販売もしくは電話勧誘販売でお申込みまたは契約された場合、本重要事項説明書を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により無条件でお申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。その効力は、書面または電磁的記録を発信した時（郵便消印日付など）から発生いたします。
- (2) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
- (3) 前2項の場合は、お客さまは次のことが保障されます。
 - ・ 損害賠償および違約金の支払を請求いたしません。
 - ・ すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
 - ・ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払った場合は、すみやかにその金額を返還いたします。
 - ・ お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更され、その原状回復が必要となる場合、お客さまは当社に対し、必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- (4) クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームよりご通知ください。

名称：MCリテールエナジー株式会社

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）

代表取締役社長：荒木 敬幸

お問い合わせフォーム：

<https://contact.machi-ene.jp/input>

<https://www.evee.energy/inquiry>

媒介業者のお問い合わせ先